

## いなべ市と国立大学法人三重大学との連携・協力に関する包括協定書

いなべ市と国立大学法人三重大学（以下「三重大学」という。）は、相互の連携・協力について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、いなべ市と三重大学が包括的に密接な連携と協力を図り、地域創生の実践に関する各分野における諸課題に的確に対応することにより、三重大学における教育研究およびいなべ市における地域振興に資することを目的とする。

### （連携・協力分野）

第2条 いなべ市と三重大学は、前条の目的を実現するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) 地域創生にかかる「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定・実行に関する事項
- (2) 若者定住対策に関する事項
- (3) 高齢者福祉に関する事項
- (4) 防災・減災対策に関する事項
- (5) 地域産業振興に関する事項
- (6) 地域人材の育成に関する事項
- (7) その他両者の発展に関する事項

### （協定期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月末日までとする。ただし、いなべ市または三重大学から改廃の申し出がない場合には、2年毎に自動的に更新するものとする。

### （その他）

第4条 この協定に定める事項について、疑義が生じた場合および協定書に定めのない事項については、双方が誠意をもって協議し定めるものとする。

この協定締結の証として、協定書2通を作成し、両者が署名のうえ、各1通を保管する。

平成29年3月30日

いなべ市

市長

日 沖 靖



国立大学法人三重大学

学長

月 口 美

